

セット共済

必要にあわせて選べます

子とは子の配偶者、
親とは配偶者の親も含む

●掛金と保障金額 ●保障金額は個人共済の各事業規約に定めたとおり支払いますので、この表と実際の保障金額に差が生じる場合があります。

保障内容		本人・配偶者・満22歳以上の子							満21歳までの子			
		型	1型	2型	3型	4型	5型	6型	7型	A型	B型	C型
		月掛金	7,500円	6,000円	5,000円	4,000円	3,000円	2,000円	800円	1,000円	600円	400円
保障内容		口数	生命 200口 医療 10口 交通 5口	生命 160口 医療 8口 交通 4口	生命 140口 医療 5口 交通 3口	生命 110口 医療 4口 交通 3口	生命 80口 医療 4口 交通 2口	生命 50口 医療 4口 交通 1口	生命 10口 医療 4口 交通 1口	生命 30口 医療 2口 交通 2口	生命 10口 医療 2口 交通 2口	生命 10口 医療 1口 交通 1口
入院保障	病気・ケガ (1~180日)		5,000円	4,000円	2,500円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	1,000円	1,000円	500円
	不慮の事故 (1~180日)		25,000円	20,000円	16,500円	13,000円	10,000円	7,000円	3,000円	4,000円	2,000円	1,500円
	交通事故 (1~180日)		40,000円	32,000円	25,500円	22,000円	16,000円	10,000円	6,000円	10,000円	8,000円	4,500円
休業保障	病気・ケガ (1~90日) 連続5日以上休業の時 1日目から保障		2,500円	2,000円	1,250円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	500円	500円	250円
	交通事故 (1~180日) 〈連続5日以上ならない 場合および91日目以降〉		10,000円 <7,500円>	8,000円 <6,000円>	5,750円 <4,500円>	5,500円 <4,500円>	4,000円 <3,000円>	2,500円 <1,500円>	2,500円 <1,500円>	3,500円 <3,000円>	3,500円 <3,000円>	1,750円 <1,500円>
死亡保障	病気など		2,000万円	1,600万円	1,400万円	1,100万円	800万円	500万円	100万円	300万円	100万円	100万円
	不慮の事故		4,000万円	3,200万円	2,800万円	2,200万円	1,600万円	1,000万円	200万円	600万円	200万円	200万円
	交通事故		5,000万円	4,000万円	3,400万円	2,800万円	2,000万円	1,200万円	400万円	1,000万円	600万円	400万円
障害保障	普通 (1~14級)		2,000万円 ~80万円	1,600万円 ~64万円	1,400万円 ~56万円	1,100万円 ~44万円	800万円 ~32万円	500万円 ~20万円	100万円 ~4万円	300万円 ~12万円	100万円 ~4万円	100万円 ~4万円
	不慮の事故 (1~14級)		4,000万円 ~160万円	3,200万円 ~128万円	2,800万円 ~112万円	2,200万円 ~88万円	1,600万円 ~64万円	1,000万円 ~40万円	200万円 ~8万円	600万円 ~24万円	200万円 ~8万円	200万円 ~8万円
	交通事故 (1~14級)		5,000万円 ~200万円	4,000万円 ~160万円	3,400万円 ~136万円	2,800万円 ~112万円	2,000万円 ~80万円	1,200万円 ~48万円	400万円 ~16万円	1,000万円 ~40万円	600万円 ~24万円	400万円 ~16万円

■加入年齢

- ①組合員は満69歳までに加入していれば、満79歳まで継続して加入できます。
- ②配偶者、子、親は満64歳までに加入していれば、満79歳まで継続して加入できます。
- ③満70歳以降継続加入できるのは、セット共済6型・7型に限ります。

■加入範囲

- ①組合員、配偶者、子、親。
- ②配偶者、子、親が加入する場合、組合員がセット共済に加入すること。
- ③組合員の加入資格が消滅し継続加入しなくとも、その時点で加入していた配偶者、子、親は、その時点で加入していた型式を限度として加入年齢限度まで継続加入できます。

■健康告知

別途さだめている健康告知が必要です。該当する方は加入できない場合がありますので健康告知基準(9ページ)をご確認ください。

■加入限度

- ①セット共済1型の範囲内で加入できます。
- ②配偶者、子、親が加入する場合、組合員本人の加入しているセット共済の型式、生命共済の加入口数、医療共済の加入口数を超えて加入できません。
- ③健康告知基準にもとづいて加入できなかった方が、加入できるようになってから2年以内であらたに加入する場合は、6型または7型のいずれかに限って加入できます。
- ④健康告知基準の「指定疾病」に該当する方が、あらたに加入する場合は、7型に限って加入できます。

■増口減口

- ①継続加入契約効力発生日に、健康告知基準の何れにも該当しない健康な方は、上位型式に変更することができます。
- ②継続加入効力発生日に、健康告知基準の「加療中」「直前加療」「最近手術」「指定加療」に

あらたに該当する場合は上位型式への変更はできません。

- ③健康告知「指定疾病」に該当の場合にかぎり、医療共済の増口ができます。
- ④健康告知「加療中」「直前加療」「最近手術」に該当しなくなって、2年以内は、6型までに変更することができます。
- ⑤年度途中の型式変更、増口減口はできません。

■共済金額

個人共済事業規約に定めたとおり支払います。

■年齢による共済金額削減

- ①生命共済給付について、給付事由発生日に満61歳以上満63歳未満は60%の額を、満63歳以上満65歳未満は50%の額を、満65歳以上は40%の額を支払います。
- ②医療共済給付について、給付事由発生日に満65歳以上は60%の額を支払います。